

令和5年5月19日

令和 5 年 5 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時 令和5年5月19日 午後2時00分

2. 場 所 能代市役所 二ツ井町庁舎 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	佐々木博子
2	工藤 次雄		
3	大鐘 正彦	13	福司 貴徳
4	佐々木 力		
5	熊谷 治	15	佐藤 敏彦
6	渡部 正人		
7	金谷 和美	17	袴田 謙
8	小川 繁	18	高橋 英敏
9	舛谷 雅弘	19	平川 義市

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	飯坂 司	10	菊地 勝美
12	安井 鐘美	14	大高 清勝
16	工藤 玲子		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	川 崎 武 信
係 長	長 谷 川 直 人
行政専門員	今 井 一 晴

<p>6. 案 件</p> <p>議 案 番 号</p> <p>1 4</p> <p>1 5</p> <p>1 6</p> <p>1 7</p> <p>協議事項 1</p> <p>協議事項 2</p> <p>報告事項 1</p> <p>報告事項 2</p> <p>報告事項 3</p> <p>報告事項 4</p> <p>報告事項 5</p>	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>農用地利用集積計画等促進計画案に対する意見聴取について</p> <p>農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について</p> <p>令和 4 年度の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況に関する点検評価について</p> <p>許可不要の農地転用について</p> <p>農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について</p> <p>土地改良事業参加資格交替申出の専決処分について</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する回答について</p> <p>非農地判断について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号 1 番 飯坂 司 委員、1 0 番 菊地 勝美 委員、1 2 番 安井 鐘美 委員、1 4 番 大高 清勝 委員、1 6 番 工藤 玲子 委員の 5 名です。 1 9 名中 1 4 名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号 8 番 小川 繁 委員と議席番号 1 1 番 佐々木 博子 委員の両名をお願いします。</p>

議長 それでは、**議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請**についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告事項2と併せて事務局の説明をお願いします。

佐々木力委員 今回の許可申請は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議長 ただ今、佐々木力委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。**議案第14号**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請**について、意見を付すためご提案いたします。

農地転用許可申請は、4件です。

賃借権設定が4件で、賃貸人が8人、賃借人が4人です。申請土地の面積は田が19,234㎡の内16,749㎡、畑が1,598㎡で、合計は20,832㎡の内18,347㎡です。

4ページをお願いします。

整理番号1 申請地は、朴瀬字宇藤台■■■■■■■■■■地目は田、面積は■■■■■■■■■■です。申請事由は、工事作業場で、農地区分は、農用地区域内農地です。転用期間は許可の日から令和6年3月31日までの一時転用です。

申請地の位置は5ページです。申請地は、JAあきた白神野菜センターの南側700mほどに位置しております。

土地の利用計画図は、6ページです。申請地は斜線を引いている部分になります。申請地の周囲の状況ですが、北側が能代山本広域風力発電に係る変

電所用地になっており、東側に広域農道が通り、西側は水路を挟んで田に、南側も田になっております。

賃借人である [REDACTED] 陸上風力発電事業である能代山本広域風力発電事業における電気関係工事の請負業者であります。この度、申請地北側の変電所の建設工事を行うための作業場として申請地を一時転用しようとするものです。なお、変電所建設用地は既に再エネ法により転用の認定を得ております。

事業計画では、申請地に養生シートを敷き、その上に山砂を搬入し、均してから鉄板を敷くという計画です。雨水は自然流下させ、既存の排水路へ放流することとしております。

変電所工事が完了後、速やかに土地を原状回復することとしております。

[REDACTED] 事業費については [REDACTED] [REDACTED] 事業資金が確保されていることを確認されております。

整理番号1の説明は以上です。

4ページをお願いします。

整理番号2 申請地は、檜山字新田沢 [REDACTED] 地目は田、面積は [REDACTED] です。申請事由は、う回路で、農地区分は、農用地区域内農地です。転用期間は許可の日から令和6年3月31日までの一時転用です。

申請地の位置は7ページです。申請地は、医師会病院の南東約500mに位置しております。

土地の利用計画図は、8ページ、9ページ、10ページになります。申請地は網線の部分で、周囲の状況は、北側には市道が通っており、西側には送電線の埋め立て工事を行う農道が通っております。東側は田となっており、南側には水路が通っております。

賃借人である [REDACTED] 陸上風力発電事業である能代山本広域風力発電事業における電気関係工事の請負業者であります。この度、申請地西側の農道の地中に送電線を埋設する工事を行うに当たり、既存農道が一時的に利用できなくなることから農地の一部を転用し、全長200m強のう回路を設置しようとするものです。

事業計画では、申請地に養生シートを敷き、その上に山砂を搬入し、均してから鉄板を敷くという計画です。雨水は自然流下させ、既存の排水路へ放流することとしております。送電線工事が完了後、速やかに原状回復することとしております。

[REDACTED] 事業費については [REDACTED] [REDACTED] 事業資金が確保されていることを確認されております。

整理番号2の説明は以上です。

整理番号3 4ページをお願いします。

申請地は、荷八田字大野 [REDACTED] 申請土地の面積は [REDACTED] [REDACTED] です。申請事由は、工事作業場で、農地区分は農用地区域内農地です。転用期間は、令和6年6月10日から令和7年6月9日までの2年間の一時転用です。

11ページをお願いします。申請地は、2地点で荷八田2号機と荷八田3号機の風車建設地に隣接する農地になります。荷八田2号機はJAあきた白

神野菜センターの南側約400mに位置しており、荷八田3号機は同センターの南側800mに位置しております。

荷八田2号機の作業場についての土地利用計画図は、12ページに、荷八田3号機の作業場についての土地利用計画図は、13ページに記載しております。

どちらも風車本体の建設予定地については、農林漁業再エネ法の規定に基づき、設置が許可されておりますが、今回の申請用地は、風車建設予定地に隣接する農地で、工事作業場として利用しようとするものです。

荷八田2号機に関する一時転用申請地の周囲の状況は、北側、東側には農道が通っており、南側は風車建設用地、西側は田になっております。

荷八田3号機に関する一時転用申請地の周囲は、北側と南側には農道が通っており、東側と西側が田となっております。

賃借人である[ ]風力発電機を建設し、売電を行おうとする事業者で、事業計画では、申請地に60cmの盛土を行うこととしておりますが、用地造成部は締固めを行い、周囲の法面を保護することとしています。また、建設資材を置く際は、隣接地から安全な隔離距離をとり、また荷崩れの防止措置をとるなど、周辺の農地に影響が出ないよう対策を行うとのこと。敷地内の雨水は、自然流下させることとしております。利用後の農地への復元は、事業者が確実に行うこととしております。

[ ]事業費については[ ]  
[ ]事業資金が確保されていることを確認されております。

整理番号3の説明は以上になります。

整理番号4 4ページをお願いします。

申請地は、浅内字押出[ ]申請土地の面積は[ ]です。賃借料は[ ]です。申請事由は駐車場で、農地区分は、申請地は、土地改良事業から外れた農地で、事業所が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある規模が10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断しております。

申請地の位置は14ページです。申請地の北側は事業所、西側は水路を挟んで福祉施設や介護施設が立地しております。東側には、水路を挟んで圃場整備が行われた田が広がっており、南側は、賃借人の父でもある貸主の畑となっております。

土地の利用計画は15ページです。

申請者である賃借人は、申請地の西側で福祉施設を運営しておりますが、今後さらに敷地内で建物を建設する計画があり、現在、事業所の敷地内にとめている従業員や利用者の駐車場用地が利用できなくなることから、68台分の駐車場を申請地に設けようとするものです。申請にあたっては、申請地に替わる代替地を検討しましたが、事業所の周辺に駐車場として利用できる他の土地がないこと、勤務地と駐車場との移動時間、車両の安全管理などの観点から申請地を選定したとのこと。

転用後、申請地の南側に畑が残りますが、その畑の所有者は、賃借人の父になっており、これまで福祉施設の利用者の農作業用の農地として利用しており、引き続き、今後も利用していくとのこと。

事業計画では、用地全体をアスファルト舗装することとしており、雨水は

自然流下させ、既存の水路に放流することとしております。

事業費は [REDACTED] 事業資金があることを確認しております。

整理番号4の説明は以上です。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

高橋英敏委員 5月8日(月)、現地調査班 第6班 2番 工藤次雄 委員、14番 大高清勝 委員、事務局2人と私の5人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

整理番号1、整理番号2及び整理番号3の現地は、周囲の境界は明確で事前着工はありませんでした。いずれの計画も、周辺の土地への影響に支障がない計画であることを確認してきました。

整理番号4の現地は、北側、南側、西側は宅地に囲まれ、東側の農地とは水路で分断され、直接横断できない状況にありました。周囲の境界は明確で、事前着工はありませんでした。また、周辺の土地への影響に支障がない計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。  
それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**議案第15号**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に**議案第16号 農用地利用集積計画**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

熊谷治委員 今回の利用集積は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議長 ただ今、熊谷 治 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。  
それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**議案第16号**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第17号 農用地利用集積等促進計画案**に対する意見聴取についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第17号 農用地利用集積等促進計画案**に対する意見聴取についてご説明します。

これは、能代市が計画案を作成した際に、以前は県が案に対する意見を聴取していたものが、今年4月から制度が変わり、農業委員会が意見を付すこととなったものです。

それでは、内容についてご説明します。

金谷和美委員 今回の促進計画案は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議長 ただ今、金谷 和美 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。  
皆さんから何かご意見等はありませんか。

(なしの声)

議長 それでは、採決に入ります。  
**議案第17号**について、意見なし、として提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は意見なし、として提出することに決



しました。

議 長

次に、協議事項1 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

協議事項1 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について、ご説明いたします。

この改正は、4月1日施行の改正農業委員会法により、当該指針の作成が努力義務から必須となり、全ての農業委員会が作成することになったことに伴い、平成30年8月20日に策定し、令和4年12月19日に改正を行っていた本委員会の指針を変更しようとするものであります。

変更内容につきましては、全国農業会議所が、平成28年に示した指針の参考例を、農林水産省と調整のうえ修正しており、農業会議から指針を作成済みの農業委員会も修正に活用するよう、その参考例が送付されております。

「指針を作成していること」が、農地利用最適化交付金の事業要件とされており、参考例に従って、事務局で指針の改正案を作成したものです。

事前に農地利用最適化推進員から意見聴取を行っておりましたが、特に意見は寄せられておりませんでした。

それでは、改正の主な部分について、ページ番号が入っている【改正案見え消し版】でご説明いたします。

1 ページの第1 基本的な考え方では、「担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、地域計画に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。」という部分を追加しております。また、指針の検証・見直しについては、「なお、この指針は、農業委員および推進員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。」という部分が残る形になっております。

2 ページをご覧ください。第2の1の(1) 遊休農地の解消目標の表については、平成30年4月の当初の行を削除し、令和7年3月の目標を3年後の目標として、令和9年3月の目標の行を追加しております。

3 ページをご覧ください。2の(1)担い手への農地利用集積目標の表、続いて、5ページをご覧ください。3の(1)新規参入の促進目標の表、2つの表とも2ページの表と同様の変更になりますが、目標の行については、市の令和7年度以降の目標が定まっておきませんので、記載しておりません。

2ページに戻ります。(2)の①農地の利用状況調査と意向調査の実施についてであります。アの中の利用状況調査月間に関する記載を削除し、3ページになりますが、ウの調査の結果に関する部分を追加しております。

4 ページをご覧ください。【参考】担い手の育成・確保の表を新たに追加しております。参考例では、現状の行の下に3年後の目標と目標の行が記載されておりますが、市の目標が定まっておきませんので、本表には記載しておりません。

(2)の①「人・農地プラン」への積極的な参画は、「地域計画」の作成・見直しに変更しており、「人・農地プラン」に関する記載を「地域計画」に関する記載に変更しております。

5ページをご覧ください。(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法の部分を新たに追加しております。

6ページをご覧ください。(2)の①関係機関との連携については、秋田県・全国の農業委員会ネットワーク機構を関係機関に追加し、農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者に、必要に応じて現地見学や相談会を実施することを追加しております。

②新規就農フェア等への参加に関する部分、③企業参入の推進に関する部分を追加し、②から④となる農業委員会のフォローアップ活動については、「新規就農者が地域に定着できるよう相談相手となり農地をあっせんするなどの規模拡大のサポートを行う」の記載を「新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う」の記載に変更しております。

また、(3)新規参入の促進の評価方法に関する部分を新たに追加しております。

7ページをご覧ください。第3 地域計画の目標を達成するための役割に関する部分を新たに追加しております。

それでは、ページ番号が入っていない「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をご覧ください。こちらが改正後の全文となります。

ご説明は、以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

舛谷雅弘委員 目標の記載がない箇所が多いが、市の目標が定まった場合は、どうするのか。

事務局 記載内容を変更する必要があるため、農地利用最適化推進委員の意見を聴取した上で、総会で協議をお願いすることになります。

議長 他に質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
**協議事項1**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって本案件は承認することに決しました。

議長 次に、**協議事項2 令和4年度の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況に関する点検評価**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 **協議事項2 令和4年度 最適化活動の実施状況及び目標の達成状況に関する点検・評価**について、ご説明します。

これは、農林水産省の通知に基づき、前年度の農業委員会の活動について、点検・評価し公表するものです。

別紙資料をご覧ください。

主な内容についてご説明いたします。

P 1 の農業委員会の状況ですが、数値は、今年の4月1日のもので、県や市などの統計資料に基づくものです。

次のページをお願いします。

Ⅱ 最適化活動の実施状況 (1) 農地の集積ですが、②の目標は年度末の集積面積の合計が5, 107haとしていましたが、③の実績は4, 897haとなっており、達成率は95.9%となっています。農業委員会の点検結果としては「目標を達成することはできなかったが、利用意向調査を基に、農業委員、推進員がマッチング活動を行うことにより、地域の実情に応じた農地の集積に寄与した」としています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消ですが、の緑区分の遊休農地の解消目標面積は2haとしていましたが、3ページをお願いします。③の実績は0.3haとなっており、達成率は14.6%となっています。また、b 黄色区分の遊休農地の解消については、未実施となっています。農業委員会の点検結果は「目標を達成することはできなかったが、地域内での農地の見回りや声掛け等、遊休農地を未然に防ぐ活動がより一層必要と考える」としています。

(3) 新規参入の促進ですが、②目標の、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する面積を31.4haとしていました。

次のページをお願いします。③の実績は174.3haとなっており、達成率は555.2%となっています。点検結果は「目標を大幅に達成することができた」です。

2 最適化活動の活動目標は月8日を目標としていました。また、(2)の① 活動強化月間の日数目標を3回としていましたが、②の実績は1回となっています。

次のページをお願いします。

(3) 新規参入相談会への参加は、目標1回に対し、実績はありませんでした。目標達成状況の評語は、新規参入者への貸付の公表面積が、目標を大幅に超えたことから「目標に対し期待通りの結果が得られた」としています。

また、推進員等の点検・評価結果については、目標の月8日に対し、実績が6.7日と若干下回ったため、期待をやや下回る結果となったとした方が多くなっています。

以下、口頭でご説明します。

Ⅲ 事務の実施状況ですが、1 総会、部会の開催実績は、総会が毎月1回となっています。

2 農地法3条に基づく許可事務は、年間の処理件数、許可件数ともに214件、処理期間は平均22日となっています。

3 農地転用に関する事務は、処理件数が37件、平均処理期間は21日となっています。

4の違反転用への対応ですが、違反転用面積は、0.14haで変わっておりません。解消に向け、4月19日と10月19日に文書指導を実施しています。

なお、本総会後に県と市へ報告を予定しておりますが、報告内容に修正が加わった場合は、次回の総会で報告後に、公表を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

**協議事項2**について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**報告事項1 許可不要の農地転用**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **報告事項1 許可不要の農地転用**について届出がありましたので報告いたします。

31ページをお願いします。

届出のあった件数は2件、2筆で面積は田が164㎡、畑が113㎡で合計277㎡です。

30ページをお願いします。

整理番号1 届出があった転用事業は、山本地域振興局が実施する仙ノ台  
桧山線道路復旧工事に伴う工事作業場として一時的に農地を利用するもので  
あります。届出のあった土地は、母体字次郎左エ門長根下■■■■で面積は■■■■  
■■■■転用期間は、令和5年4月20日から同年12月19日となっております。

位置図は33ページ、土地利用図は34ページに記載しております。

整理番号1の説明は以上です。

整理番号2 届出があった転用事業は、山本地域振興局が実施する鶉ノ沢  
地区ほ場整備事業に伴う工事作業場として一時的に農地を利用するもので  
あります。届出のあった土地は、鶉ノ沢■■■■で、面積は■■■■転用  
期間は、令和5年5月1日から同年11月30日となっております。

位置図は35ページ、土地利用図は36ページに記載しております。

報告は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

佐々木力委員 今回の合意解約は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議長 ただ今、佐々木力委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、報告事項3 土地改良事業参加資格交替申出の専決処分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **報告事項3 土地改良法第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の交替の申出**がありましたので、承認することとし、能代市農業委員会規程第11条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

土地改良法の規定により、土地改良事業の参加資格については、原則、土地改良事業の区域内の農地の耕作者が参加資格を持つことになっておりますが、所有権以外の権利に基づいて耕作する場合については、農地の所有者から農業委員会へ対し、土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、農業委員会がその申し出を承認したときは、参加資格は所有者へ交替されることになっております。

これらの手続については、土地改良法施行令の規定により、資格交替の申出が農業委員会に提出された場合、農業委員会は7日以内に申出を承認するか否かを決定し、承認した場合はすみやかにその旨を公告しなければならないことになっております。

本申出は令和5年4月25日に提出されたため、7日後は5月2日になることから、受理日から7日以内に総会を開催し、議決を経ることが間に合わない案件でありましたので、能代市農業委員会規程に基づき、4月26日に専決処分を行い、同日公告しております。

資格交替の申出件数は25件で、現資格者、新資格者はともに25人、申出土地は田で面積は314,021㎡です。

40ページから51ページに詳細を記載しております。

申出のあった農地は、いずれも[ ]へ貸付されているため、土地改良事業の参加資格は、本来、[ ]が持ちますが、土地改良事業の円滑な推進や圃場整備後の管理・運営上の観点から、所有者が土地

改良事業に参加するため、この度、XXXXXXXXXXから所有者への参加資格の交替の申し出があったものです。所有者と耕作者は、この件について合意しており、能代南土地改良区との調整も済んでいることから承認することを妥当と判断したものです。

報告は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に、**報告事項4 地目変更登記に係る照会に対する回答について**を議題とします。事務局の説明を願います。

熊谷治委員 今回の地目変更登記の回答は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議 長 ただ今、熊谷 治 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に、**報告事項5 非農地判断について**を議題とします。事務局の説明を願います。

金谷和美委員 今回の非農地判断は、議案を事前配布していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議 長 ただ今、金谷 和美 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。報告事項でありますのでご了承願います。続いて、**その他**に入ります。事務局から説明願います。

・今後の行事予定について

議 長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後3時00分

議 長

議事録署名委員

8 番

11 番